

博士課程教育リーディングプログラム履修生に係る授業料免除について

1. 概要

大阪大学では、次の博士課程教育リーディングプログラム(以下「プログラム」という。)を履修する者に授業料免除を実施する制度を用意しています。

- (1) 超域イノベーション博士課程プログラム (平成 30 年度後期分から)
- (2) 生体統御ネットワーク医学教育プログラム (平成 30 年度後期分から)
- (3) インタラクティブ物質科学・カデットプログラム (平成 31 年度前期分から)
- (4) ヒューマンウェアイノベーション博士課程プログラム (平成 31 年度前期分から)
- (5) 未来共生イノベーター博士課程プログラム (平成 31 年度前期分から)
- (6) 人間科学未来共生博士課程プログラム (令和 3 年前期分から)

2. 授業料免除対象者

授業料免除の対象者は、プログラムを履修する者のうち、博士後期課程(生命機能研究科にあっては博士課程 3 年次以上、医学系研究科医学専攻、歯学研究科及び薬学研究科医療薬学専攻にあっては博士課程)に在籍(標準修業年限内のものに限る。)する学業成績が優れている者で、春・夏学期及び秋・冬学期(以下「当該期」という。)において、次の各号に掲げる全てに該当し、かつプログラム責任者から、授業料免除適格者として推薦を受ける必要があります。

- (1) 所属研究科の標準修業年限(在学期間に休学期間を含まない)を超過していない者
- (2) 当該期において、プログラムの履修を中断していない者
- (3) 当該期において、この制度以外による授業料の免除又は不徴収の措置を受けていない者
- (4) 当該期において、授業料の納付を目的とした奨学金等による経済的援助を受けていない者

3. 授業料免除への申請

学生が直接申請する形ではなくて、所属するプログラムの責任者が、春・夏学期及び秋・冬学期(以下「当該期」という。)ごとに、授業料免除適格者を推薦する形を取ります。

なお、対象者は、推薦を受けるには、所定の「意思確認書(様式 2)」を定められた期日までに提出する必要があります。

4. 授業料免除の許可

プログラム責任者から推薦された者については、国際共創大学院学位プログラム推進機構会議を経て授業料免除許可者を決定し、授業料免除を許可された者には「授業料免除許可通知書」を交付されます。

5. 履修状況の確認

授業料免除を許可された者は、プログラムにおける履修状況を確認するため、当該期末までに、「履修状況報告書(様式 3)」をプログラム責任者に提出する必要があります。

6. 授業料免除の許可の取消し等

授業料免除を許可された者が、次のいずれかの事由に該当し、当該期の途中でプログラムの履修を中断又は離脱する場合は、国際共創大学院学位プログラム推進機構会議を経て許可を取り消すとともに、大学院学則第 39 条(学部学則第 52 条の規定準用)に基づき授業料を納付することとします。

- (1) 大学院学則第 33 条(学部学則第 33 条の規定準用)に規定する懲戒処分を受けたとき。
- (2) その他プログラムの履修の継続が不相当であるとプログラム責任者が認めたとき。

また、プログラムの履修の中断又は離脱の事由が休学、退学、修了及びその他の学籍異動による場合の授業料の取り扱い、大学院学則及び学生納付金規程の定めるところによるものとします。

7. 問い合わせ先

教育・学生支援部国際共創大学院支援事務室教務係

電話：06-6210-8264 メール：mirai-kyoumu@office.osaka-u.ac.jp